

2025年3月
七ヶ浜町



七ヶ浜町
第3期

子ども・子育て 支援事業計画

2025-2029

ご あ い さ つ

近年、我が国におきましては、少子高齢化が進行し、核家族化や共働き家庭の増加、さらには子育てに関する孤立感や負担感を抱える家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、かつてないほど複雑で多様化しています。

国におきましても、こども家庭庁の創設をはじめ、子どもとその家庭に対する包括的な支援体制の整備が進められているところでございます。



このような背景の中、2025年度から2029年度までの5か年を期間とした「七ヶ浜町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、「つどう・ささえる・みまもる」という基本理念を掲げ、地域全体で子どもたちとその家庭を支え、安心して暮らせる環境を築いていこうという思いを込めております。本町が地域のつながり・温かさにあふれ、すべての世代が支え合いながら暮らせるまちとなるよう、全力を尽くして取り組んでまいります。

そして、子どもたちが健やかに育ち、保護者の皆さまが安心して子育てに取り組める環境をつくるためには、教育・保育現場の関係者の方々をはじめ、地域の皆さまのご協力が必要です。今後とも皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたってご意見・ご提案をいただきました多くの皆さま、子ども・子育て会議の委員をはじめ、関係者の皆さまに心から御礼を申し上げます。

2025年3月

七ヶ浜町長 寺澤 薫

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 総論 | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 1 |
| 3. 計画の期間 | 2 |
| 4. 計画の推進体制 | 2 |
| 5. 計画の進捗管理 | 2 |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く本町の状況 | 3 |
| 1. 人口の推移 | 3 |
| 2. 自然動態（出生と死亡）と社会動態（転入と転出） | 4 |
| 3. 世帯の状況 | 5 |
| 4. 幼児期の教育・保育事業の利用状況 | 6 |
| 5. 児童・生徒数 | 7 |
| 6. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況 | 8 |
| 第3章 第2期計画の取り組み | 9 |
| 1. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保 | 9 |
| 2. 地域子ども・子育て支援事業 | 10 |
| 第4章 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 | 14 |
| 1. 調査の概要 | 14 |
| 2. 調査結果の概要 | 15 |
| 第5章 計画の視点 | 18 |
| 1. 教育・保育事業の充実 | 18 |
| 2. 子どもの健全な育成への取り組み | 18 |
| 3. 子育てに関する不安や負担の軽減 | 18 |
| 4. 親と子の健康づくりへの取り組み | 18 |
| 5. 子育てに困難を抱える家庭への支援 | 18 |
| 第6章 計画の基本的な考え方 | 19 |
| 1. 基本理念 | 19 |
| 2. 施策の体系 | 20 |

| | |
|--|----|
| 第7章 子ども・子育て支援事業の展開 | 21 |
| 1. 教育・保育事業の質と量の確保 | 21 |
| 2. 子どもの健全な育成への環境づくり | 22 |
| 3. 子育てへの不安や負担の軽減 | 25 |
| 4. 親子の健康づくりへの体制の整備 | 27 |
| 5. さまざまな支援が必要な子どもと家庭への支援体制の整備 | 29 |
| 6. 児童虐待の防止 | 30 |
| | |
| 第8章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保の方策 | 31 |
| 1. 幼児期の教育・保育事業 | 31 |
| 2. 地域子ども・子育て支援事業 | 35 |
| | |
| 第9章 資料編 | 45 |
| 1. パブリックコメントの結果 | 45 |
| 2. セケ浜町子ども・子育て会議条例 | 48 |
| 3. セケ浜町子ども・子育て会議委員名簿 | 49 |
| 4. 計画策定の経過 | 49 |

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援は、次世代を担う子どもたちの健全な成長を支え、家庭と地域がそれぞれの役割を果たし、すべての子どもが心身ともに健やかに育つことができる社会を実現するための重要な課題です。わが国においては、共働き家庭が増加し、核家族化と少子高齢化が進展する中で、子育てをめぐる環境はますます多様化し、地域・社会全体で子どもや保護者を支えるしくみが求められています。

2025（令和7）年度からの5年間を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画は、2015（平成27）年に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、これまでの第1期と第2期の成果や課題を踏まえつつ、今後の子どもや保護者のニーズに応じて、必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現を目的としています。教育・保育の提供と地域での子ども・子育て支援事業の計画的な推進に取り組み、地域の実情に応じた柔軟かつ効果的な子育て支援策を推進することで、安心して子育てができる環境の整備を目指します。

2. 計画の位置づけ

第3期子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条で規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

また、この計画の推進にあたっては、「七ヶ浜町長期総合計画」を上位計画とし、国や県の計画等、七ヶ浜町（以下、「本町」といいます）の各分野の計画との整合性に十分配慮をし、新たな課題や社会情勢の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援のニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

| 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | | | | | | | |
| 第2期計画期間 | | | | | | | | | |
| | | | | | 第3期計画期間（必要に応じて見直し） | | | | |

4. 計画の推進体制

子ども・子育てに関する施策は、保健や医療、教育、就労、生活環境など、行政だけではなく、地域住民、教育・保育施設、学校、関係機関、事業所など、さまざまな分野の人や組織と関わりがあります。

そのため、庁内の関係各課との連携のもとで計画の周知を図り、幅広い意見を吸い上げ、地域が一体となって、子育て支援の体制づくりを進めます。

また、七ヶ浜町子ども・子育て会議において、子育てについての地域の課題を検討し、子育てがしやすいまちづくりに取り組みます。

5. 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、子ども未来課が事務局となり、七ヶ浜町子ども・子育て会議や庁内の関係各課、町民、各種団体、関係機関等と連携し、計画の進捗管理を進めます。

また、計画の進捗状況の把握や成果に関する評価は、計画で定めた事業の実績などを用いて行い、取り組みの改善に反映させます。

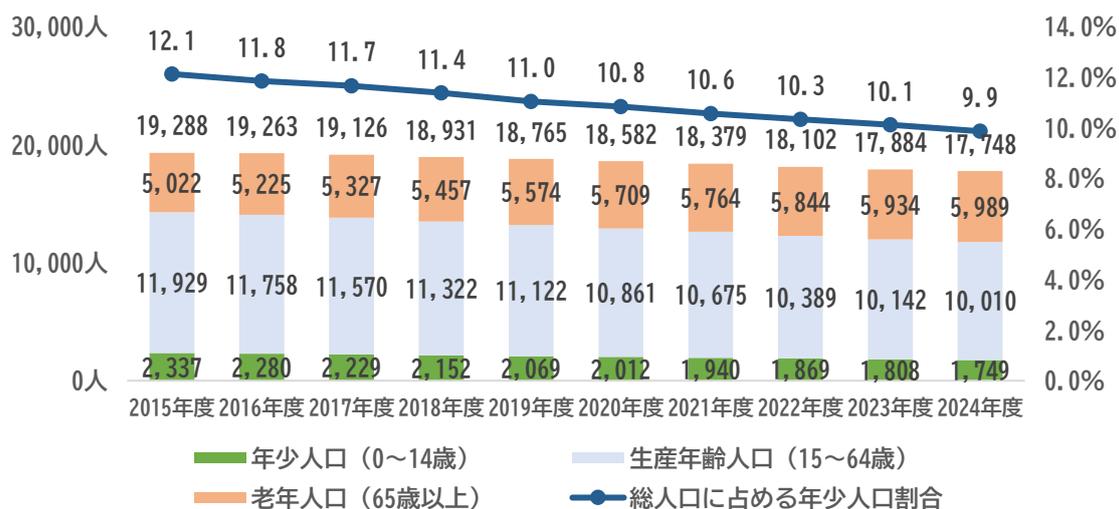
第2章

子ども・子育てを取り巻く本町の状況

1. 人口の推移

本町の人口は、減少傾向で推移しており、2024（令和6）年度で17,748人となっています。年齢3区分人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口が減少している一方で、老年人口は増加しています。総人口に占める年少人口の割合は、2024（令和6）年度で9.9%となっています。

■人口の推移



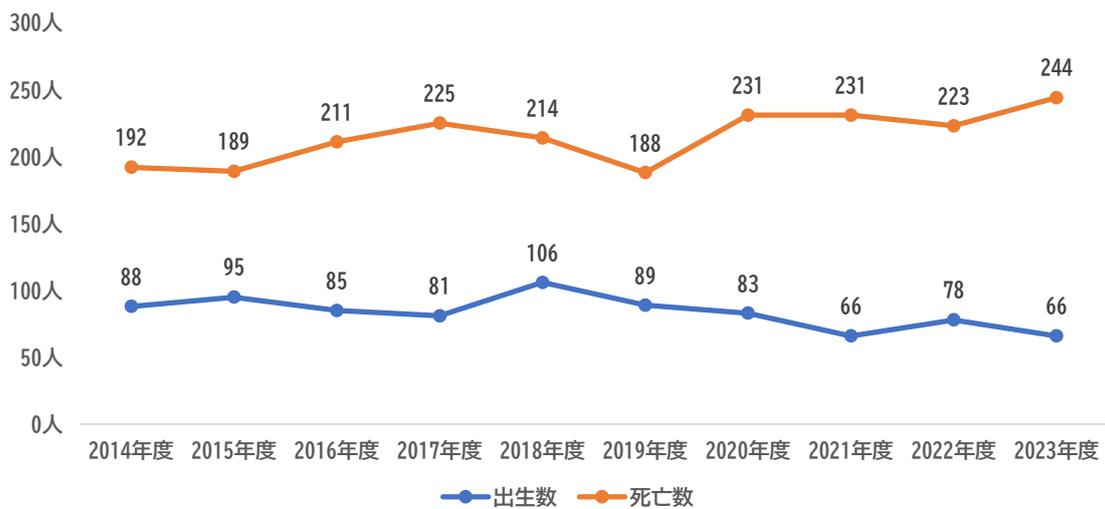
※資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）



2. 自然動態（出生と死亡）と社会動態（転入と転出）

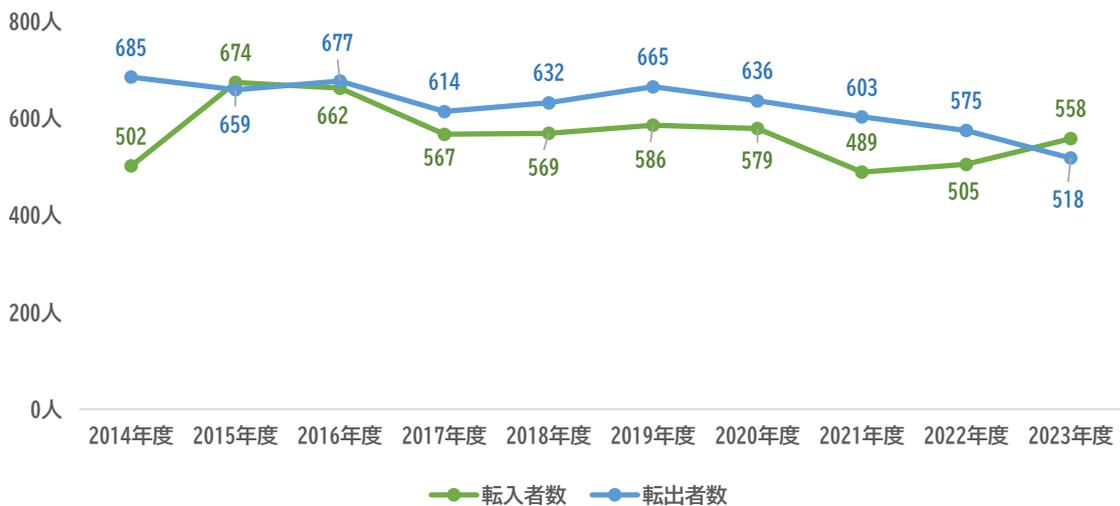
本町の出生数と死亡数は、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。2023（令和5）年度では、死亡数が出生数を178人上回っています。転入者数と転出者数は、2023（令和5）年度は、転入者が転出者を40人上回る社会増となっています。

■ 出生数と死亡数の推移



※資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

■ 転入者数と転出者数の推移

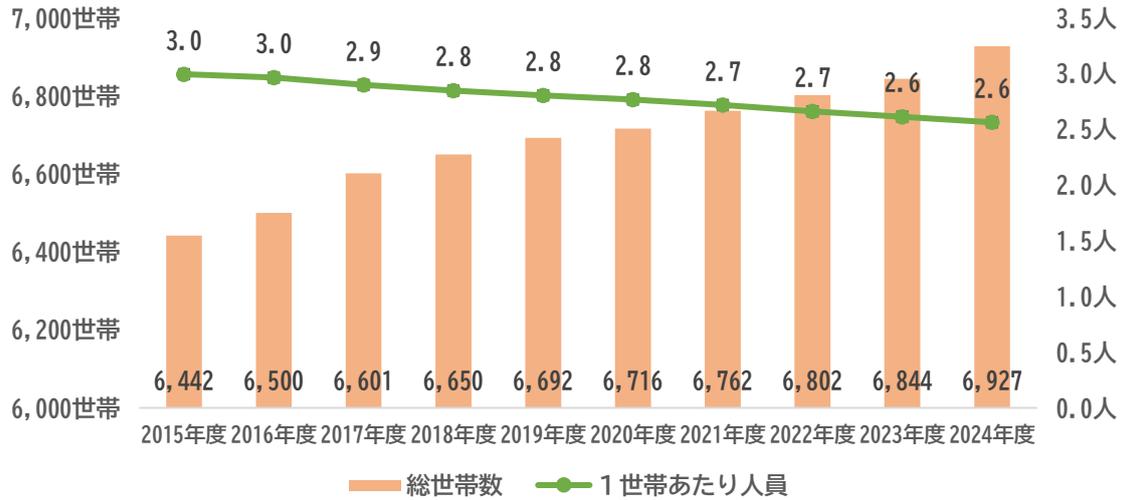


※資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

3. 世帯の状況

本町の総世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたり人員は年々減少しており、2024（令和6）年度は、2.6人となっています。

■ 総世帯数と1世帯あたり人員



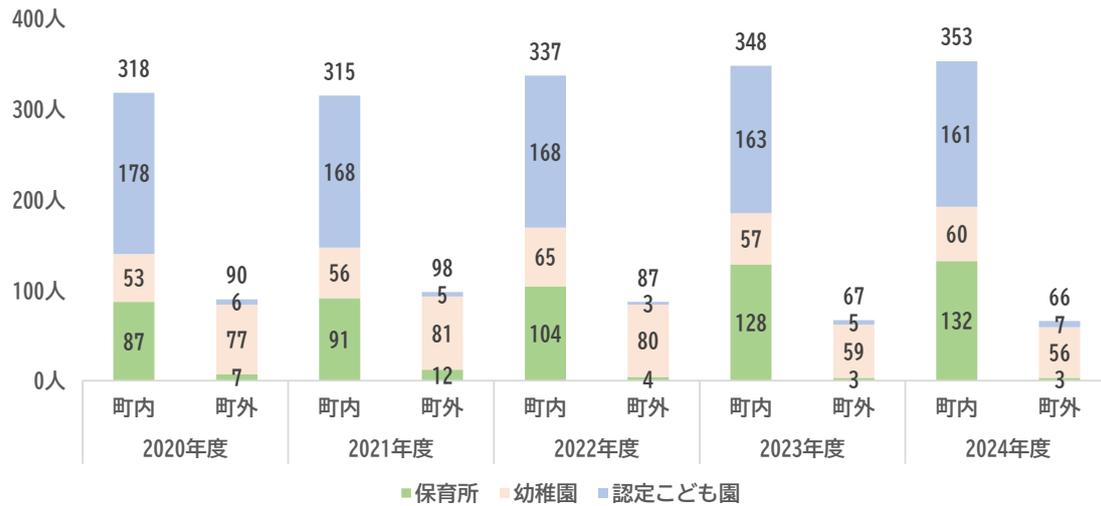
※資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）



4. 幼児期の教育・保育事業の利用状況

幼児期の教育・保育事業の利用状況については、ここ数年では、町内の施設利用が増加し、その一方で、町外の施設利用が減少しています。

■教育・保育事業の利用状況



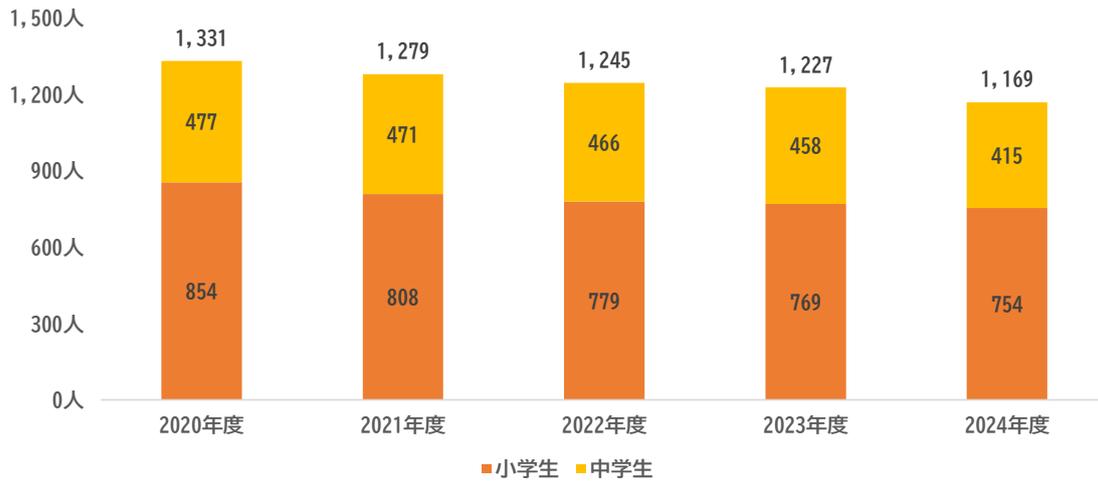
※資料：子ども未来課（各年度4月1日現在）



5. 児童・生徒数

児童・生徒数については、減少傾向にあります。2024（令和6）年度は、小学生が754人、中学生が415人で合計1,169人となっています。

■児童・生徒数の推移



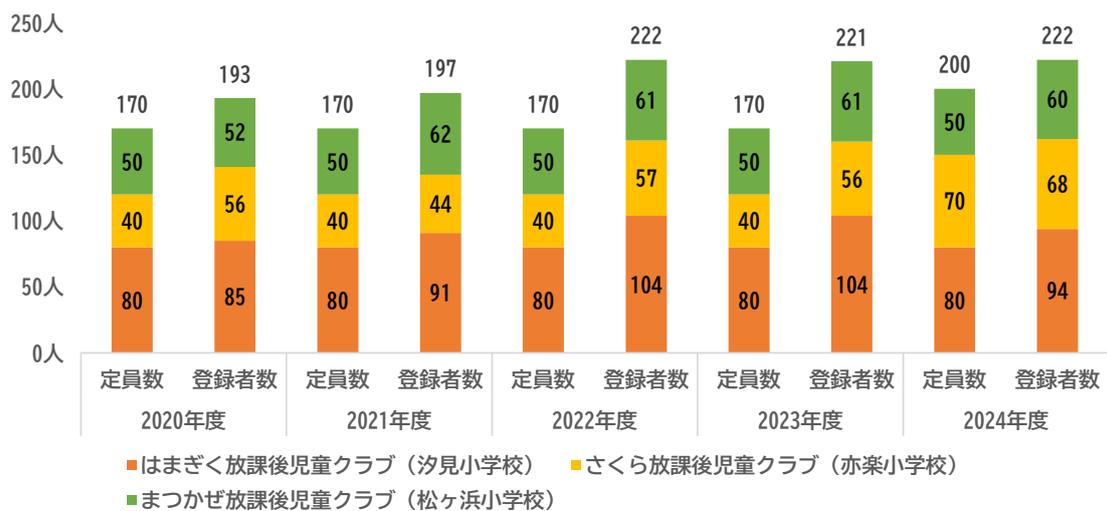
※資料：教育総務課（各年度4月1日現在）



6. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、登録者数が定員数を上回る状況が続いています。2024（令和6）年度は、定員数200人に対し、登録者数は222人となっています。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況



※資料：子ども未来課（各年度4月1日現在）



第3章

第2期計画の取り組み

1. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保

各施設と連携し、待機児童の解消に取り組みました。今後も待機児童の解消と教育・保育事業の質と量の確保に努めます。

■1号認定（3～5歳児）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画値 | 量の見込み | 160人 | 150人 | 140人 | 120人 | 120人 |
| | 確保量 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 |
| 実績値 | | 107人 | 104人 | 111人 | 90人 | 87人 |

※資料：子ども未来課（各年度4月1日現在）

■2号認定（3～5歳児）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画値 | 量の見込み | 140人 | 140人 | 140人 | 160人 | 160人 |
| | 確保量 | 140人 | 140人 | 140人 | 165人 | 165人 |
| 実績値 | | 149人 | 139人 | 135人 | 152人 | 167人 |

※資料：子ども未来課（各年度4月1日現在）

■3号認定（0歳児）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画値 | 量の見込み | 15人 | 15人 | 15人 | 20人 | 20人 |
| | 確保量 | 15人 | 15人 | 15人 | 21人 | 21人 |
| 実績値 | | 4人 | 10人 | 9人 | 15人 | 16人 |

※資料：子ども未来課（各年度4月1日現在）

■3号認定（1～2歳児）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画値 | 量の見込み | 75人 | 75人 | 75人 | 100人 | 100人 |
| | 確保量 | 75人 | 75人 | 75人 | 104人 | 104人 |
| 実績値 | | 59人 | 62人 | 82人 | 91人 | 83人 |

※資料：子ども未来課（各年度4月1日現在）

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども未来課と子育て支援センターに専任の保健師と保育士を配置し、子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに、子育てに困難を抱える家庭の早期発見と支援に努めました。

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画値 | 量の見込み | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| | 確保量 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 実績値 | | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |

※資料：子ども未来課（各年度4月1日現在）

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

親子が自由に遊べる場の提供や各種イベントの開催、身近な相談支援の場として専門職が対応しているほか、母子健康手帳の交付、乳幼児健診の会場としても活用しています。

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 計画値 | 量の見込み | 5,000人/年 1か所 | 5,000人/年 1か所 | 5,000人/年 1か所 | 7,500人/年 1か所 | 7,500人/年 1か所 |
| | 確保量 | 5,000人/年 1か所 | 5,000人/年 1か所 | 5,000人/年 1か所 | 7,500人/年 1か所 | 7,500人/年 1か所 |
| 実績値 | | 5,836人/年 1か所 | 7,525人/年 1か所 | 8,552人/年 1か所 | 8,806人/年 1か所 | 6,762人/年 1か所 |

※資料：子ども未来課（各年度3月31日現在、2024年度は12月末現在の実績値）

(3) 妊婦健康診査事業

指定医療機関において妊婦健診を行ったほか、指定医療機関以外の医療機関で妊婦健診を受診した場合の費用を助成しました。また、必要に応じて専門職による訪問支援を行いました。

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画値 | 量の見込み | 1,400人 | 1,400人 | 1,400人 | 1,400人 | 1,400人 |
| | 確保量 | 1,400人 | 1,400人 | 1,400人 | 1,400人 | 1,400人 |
| 実績値 | | 1,016人 | 871人 | 908人 | 808人 | 619人 |

※資料：子ども未来課（各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）

乳児がいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育てについての情報提供や養育環境などの把握に努めました。

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画値 | 量の見込み | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 |
| | 確保量 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 |
| 実績値 | | 88人 | 76人 | 85人 | 74人 | 53人 |

※資料：子ども未来課（各年度3月31日現在の実人数、2024年度は12月末現在の実績値）

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を助産師や保健師が訪問し、相談や指導、助言などを行いました。特に、若年妊婦や産後うつ等のリスクが高い産婦に対しては、医療機関や関係機関と連携して支援に取り組みました。

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画値 | 量の見込み | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| | 確保量 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 実績値 | | 14人 | 3人 | 6人 | 7人 | 4人 |

※資料：子ども未来課（各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値）

(6) 子育て短期支援事業

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。町単独での体制整備は困難であることから、必要に応じて関係機関と連携して対応することとしています。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育てのお手伝いを行う人（協力会員）が、地域で育児の相互援助を行う事業です。本町では、「託児サポート事業」の名称で、町社会福祉協議会と連携して実施しました。

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画値 | 量の見込み | 10人/年 | 10人/年 | 10人/年 | 10人/年 | 10人/年 |
| | 確保量 | 100人/年 | 100人/年 | 100人/年 | 100人/年 | 100人/年 |
| 実績値 | | 52人/年 | 47人/年 | 9人/年 | 1人/年 | 29人/年 |

※資料：子ども未来課（各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値）

(8) 一時預かり事業

遠山保育所で乳幼児の一時預かりを行いました。また、町内の幼稚園では在園児を対象とした預かり保育を行いました。

■一時預かり（遠山保育所）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 計画値 | 量の見込み | 1,500人/年 | 1,500人/年 | 1,500人/年 | 1,000人/年 | 1,000人/年 |
| | 確保量 | 1,700人/年 | 1,700人/年 | 1,700人/年 | 1,200人/年 | 1,200人/年 |
| 実績値 | | 1,310人/年 | 1,164人/年 | 474人/年 | 809人/年 | 321人/年 |

※資料：子ども未来課（各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値）

■預かり保育（各幼稚園）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 計画値 | 量の見込み | 3,100人/年 | 3,100人/年 | 3,100人/年 | 3,100人/年 | 3,100人/年 |
| | 確保量 | 3,200人/年 | 3,200人/年 | 3,200人/年 | 3,200人/年 | 3,200人/年 |
| 実績値 | | 2,936人/年 | 2,807人/年 | 2,784人/年 | 2,544人/年 | 2,635人/年 |

※資料：子ども未来課（各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値）

(9) 延長保育事業

町内の認定こども園や保育所等で、通常の保育時間外の保育を行いました。

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画値 | 量の見込み | 30人/年 | 30人/年 | 30人/年 | 30人/年 | 30人/年 |
| | 確保量 | 30人/年 | 30人/年 | 30人/年 | 30人/年 | 30人/年 |
| 実績値 | | 27人/年 | 15人/年 | 24人/年 | 28人/年 | 24人/年 |

※資料：子ども未来課（各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値）

(10) 病児保育事業

病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問する事業です。医療施設の整備や医療専門職の確保など、町単独での体制整備が困難であるため、必要に応じて関係機関や医療機関と連携して対応します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

2020（令和2）年度から指定管理者制度により運営を委託し、効率的かつ柔軟なサービス向上を図りました。今後も、受託事業者と連携し、より良い環境づくりに努めます。

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画値 | 量の見込み | 170人/年 | 164人/年 | 162人/年 | 159人/年 | 200人/年 |
| | 確保量 | 170人/年 3か所 | 170人/年 3か所 | 170人/年 3か所 | 170人/年 3か所 | 200人/年 3か所 |
| 実績値 | | 140人/年 3か所 | 149人/年 3か所 | 157人/年 3か所 | 165人/年 3か所 | 158人/年 3か所 |

※資料：子ども未来課（各年度の最大利用人数の日の数値、2024年度は12月末現在の最大利用人数の日の数値）

第4章

子ども・子育て支援に関するニーズ調査

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

七ヶ浜町第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、地域の人口構造や産業構造等の特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等に係るニーズや取り組むべき課題を把握するためにニーズ調査を行いました。

(2) 調査票の種類と調査対象者等

| ①調査票「子ども・子育てに関するアンケート調査（未就学児用）」 | |
|---------------------------------|--|
| 調査対象者 | 未就学児（0歳～5歳）の保護者 |
| 調査件数 | 606件 |
| 調査内容 | 家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、育児休業の現状・利用意向に関する設問 等 |

| ②調査票「子ども・子育てに関するアンケート調査（就学児用）」 | |
|--------------------------------|---|
| 調査対象者 | 小学生の保護者 |
| 調査件数 | 789件 |
| 調査内容 | 家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、放課後の過ごし方に対する希望に関する設問 等 |

(3) 調査の実施方法

住民基本台帳から、0歳～12歳までの子どもがいる世帯を無作為で抽出し、その保護者に、郵送による調査票の配布と回収を行いました。調査期間は2023（令和5）年12月1日から12月18日までです。

(4) 回収結果

| 区分 | 未就学児の保護者 | | | 小学生の保護者 | | |
|-----|----------|------|-------|---------|------|-------|
| | 配布数 | 回収数 | 回収率 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
| 町全域 | 606人 | 259人 | 42.7% | 789人 | 332人 | 42.1% |

2. 調査結果の概要

■問 宛名のお子さんと同居（2世帯住宅を含む）されている方と、同居されている家族全員（ご両親とお子さんを含む）の人数をご記入ください。（複数選択可、数字を記入）

同居の家族については、「母親」（未就学児 95.0%、小学生 91.9%）、「父親」（未就学児 93.4%、小学生 81.3%）、「兄弟姉妹」（未就学児 69.1%、小学生 76.5%）となっています。同居家族は、4人以上が過半数を占めています（未就学児 76.0%、小学生 80.1%）。世帯構成は「両親と子ども」の世帯（未就学児 58.3%、小学生 57.2%）が最も多くなっており、核家族化の傾向がみられます。

| 回答 | 未就学児 | 小学生 |
|---------|-------|-------|
| 1. 母親 | 95.0% | 91.9% |
| 2. 父親 | 93.4% | 81.3% |
| 3. 兄弟姉妹 | 69.1% | 76.5% |
| 4. 祖母 | 31.3% | 25.9% |
| 5. 祖父 | 26.6% | 25.9% |
| 6. その他 | 14.7% | 5.7% |
| 7. 無回答 | 0.4% | 4.8% |

| 回答 | 未就学児 | 小学生 |
|---------|-------|-------|
| 1. 2人 | 5.0% | 2.4% |
| 2. 3人 | 13.1% | 11.4% |
| 3. 4人 | 28.2% | 34.0% |
| 4. 5人 | 21.6% | 22.3% |
| 5. 6人 | 13.5% | 15.4% |
| 6. 7人以上 | 12.7% | 8.4% |
| 7. 無回答 | 5.8% | 6.0% |

| 回答 | 未就学児 | 小学生 |
|-------------|-------|-------|
| 1. 両親と子ども | 58.3% | 57.2% |
| 2. ひとり親と子ども | 3.9% | 6.0% |
| 3. その他世帯 | 37.5% | 31.9% |
| 4. 無回答 | 0.4% | 4.8% |

■問 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境を選んでください。（複数選択可）

未就学児では、「家庭」（93.8%）、「幼稚園」（33.2%）、「保育所」（29.7%）の順に多くなっています。小学生では、「家庭」（91.6%）、「地域」（35.8%）、「幼稚園」（8.7%）の順となっています。

| 回答 | 未就学児 | 小学生 |
|-----------|-------|-------|
| 1. 家庭 | 93.8% | 91.6% |
| 2. 地域 | 17.0% | 35.8% |
| 3. 幼稚園 | 33.2% | 8.7% |
| 4. 保育所 | 29.7% | 6.9% |
| 5. 認定こども園 | 22.4% | 4.5% |
| 6. その他 | 1.9% | 35.8% |
| 7. 無回答 | 0.8% | 3.6% |

■問 子育てに関して、不安や負担を感じますか。（1つを選択）

「全く不安や負担を感じない」と「あまり不安や負担を感じない」を足し合わせると、未就学児で 47.1%、小学生で 35.5%となっています。一方で「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」を合わせると、未就学児で 29.4%、小学生で 32.2%となり、「不安や負担を感じない」という回答の方が多くなっています。

未就学児

| 回答 | 今回調査 | 前回調査 |
|-------------------|-------|-------|
| 1. 全く不安や負担を感じない | 11.6% | 6.1% |
| 2. あまり不安や負担を感じない | 35.5% | 40.3% |
| 3. どちらともいえない | 22.8% | 25.2% |
| 4. なんとなく不安や負担を感じる | 19.7% | 22.1% |
| 5. 非常に不安や負担を感じる | 9.7% | 5.1% |
| 6. 無回答 | 0.8% | 1.2% |

小学生

| 回答 | 今回調査 | 前回調査 |
|-------------------|-------|-------|
| 1. 全く不安や負担を感じない | 6.3% | 6.3% |
| 2. あまり不安や負担を感じない | 29.2% | 33.3% |
| 3. どちらともいえない | 28.3% | 22.6% |
| 4. なんとなく不安や負担を感じる | 25.3% | 28.0% |
| 5. 非常に不安や負担を感じる | 6.9% | 8.3% |
| 6. 無回答 | 3.9% | 1.5% |

■問 (就労していない方は) 就労したいという希望はありますか。(1つを選択)

未就学児では、「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になった頃に就労したい」が50.8%と最も多くなっています。小学生では、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が35.7%で最も多くなっています。

未就学児

| 回答 | 今回調査 | 前回調査 |
|---------------------------------|-------|-------|
| 1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない) | 23.8% | 27.3% |
| 2. 1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になった頃に就労したい | 50.8% | 34.3% |
| 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい | 17.5% | 30.1% |
| 4. 無回答 | 7.9% | 8.4% |

小学生

| 回答 | 今回調査 | 前回調査 |
|---------------------------------|-------|-------|
| 1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない) | 35.7% | 33.0% |
| 2. 1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になった頃に就労したい | 21.4% | 30.4% |
| 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい | 32.1% | 33.0% |
| 4. 無回答 | 10.7% | 3.5% |



第5章

計画の視点

1. 教育・保育事業の充実

本町の実情に応じて、教育・保育事業の充実を推進していく必要があります。また、安心して子育てができるよう、子育てに関する相談・支援体制の充実と有益な情報を十分に得られるような環境の整備が求められます。

2. 子どもの健全な育成への取り組み

子どもが安心して生活し、かつ、健全に成長していくためには、地域全体で子どもの成長を支援していく環境づくりが課題となっています。また、行政や学校、地域の関係機関が協働・連携し、子育て家庭に寄り添う体制づくりが不可欠です。

3. 子育てに関する不安や負担の軽減

子育て家庭が育児への不安や負担、孤立感を抱え込むことは、子どもの心身の健全な育成を妨げるだけでなく、児童虐待など深刻な状態に陥りやすくなると考えられます。関係機関が連携し、必要なときに適切かつ十分な支援を行うことができる体制の整備が課題となっています。

4. 親と子の健康づくりへの取り組み

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠から出産、育児までを対象とした切れ目のない親と子の健康づくりへの取り組みが必要です。また、親子の個別の状況に応じた支援においては、関係機関の連携が不可欠です。

5. 子育てに困難を抱える家庭への支援

子どもの発育に不安を抱える家庭や、虐待のおそれなどから見守りを必要とする家庭など、子育てに困難を抱える家庭に対して、きめ細やかな支援が求められます。多様な家庭のあり方やニーズに対応するために、関係機関と連携した支援体制の整備が必要です。

第6章

計画の基本的な考え方

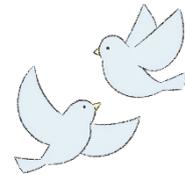
1. 基本理念

第1期子ども・子育て支援事業計画は、基本理念を「つどう・つながる・ささえあう」として策定し、第2期子ども・子育て支援事業計画は、基本理念を「つどう・つながる・はぐくむ」として策定しました。

第3期子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、地域社会において、子どもが安心して暮らし、そして健全に育っていくまちづくりを目指して、「つどう・ささえる・みまもる」とします。

基本理念

—本計画の基本的な考え方—



つどう ささえる みまもる



つどう
子どもが安心して
過ごせる環境づくり

親子がつどい、地域の中で交流を深めながら、子どもが安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。

ささえる
子育てを支援していく
地域づくり

子育て家庭の不安や負担が軽減できるように、「孤育て」を未然に防ぎ、誰もが子育てを支援していく地域づくりに取り組みます。

みまもる
子どもの成長を見守る
体制づくり

子どもが健やかに成長していくために、地域全体で子育て家庭を見守り、必要なときに適切かつ十分な支援を行うことができる体制づくりに取り組みます。

2. 施策の体系

基本理念をもとに、子どもと子育て家庭に関する施策を体系的に整理し、総合的な子ども・子育て支援への取り組みを行います。

| 基本理念 | 計画の視点 | 基本施策 |
|-------------------------------------|--|---|
| つどう 子どもが安心して 過ごせる環境づくり | ○教育・保育事業の充実 ○子どもの健全な育成への 取り組み | 1. 教育・保育事業の質と量の確保 2. 子どもの健全な育成への環境づくり |
| ささえる 子育てを支援して いく地域づくり | ○子育てに関する不安や 負担の軽減 ○親と子の健康づくりへの 取り組み | 3. 子育てへの不安や負担の軽減 4. 親子の健康づくりへの体制の整備 |
| みまもる 子どもの成長を 見守る体制づくり | ○子育てに困難を抱える 家庭への支援 | 5. さまざまな支援が必要な子ども と家庭への支援体制の整備 6. 児童虐待の防止 |

第7章

子ども・子育て支援事業の展開

1. 教育・保育事業の質と量の確保

現状

- 子どもの健やかな成長を図るとともに、親の仕事と子育ての両立への支援を目的として、教育・保育事業の充実に取り組み、待機児童の解消に努めています。
- 教育・保育事業に対する利用ニーズが増加し、多様化しています。

対応の方向

- 民間事業者とも連携しながら、保護者の多様な就労形態に応じた教育・保育事業の充実を図ります。

主な取り組み

| | | | |
|---|---|-----|--------|
| 1 | 通常保育・延長保育 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 子どもの育ちを支える、より質の高い保育サービスの提供を図ります。また、保護者の多様な就労や核家族の増加を踏まえ、延長保育の充実に取り組みます。 | | |
| 2 | 一時預かり・預かり保育 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 一時的に児童の保育ができない家庭を支援するために、遠山保育所内での一時預かりと各幼稚園での預かり保育を継続して行います。 | | |
| 3 | 私立の幼稚園・認定こども園への助成 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 教育・保育事業のさらなる充実を目的に、私立の幼稚園及び認定こども園に対して、運営費の一部助成を行います。 | | |
| 4 | 障がい児保育と発達相談支援 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 個々の子どもの状態に合わせたきめ細やかな保育が提供できるよう、障がい児保育の体制づくりを進めます。また、関係機関との連携と保育者の療育についての専門知識の向上を図ります。 | | |
| 5 | 専門職や保育者の専門能力の向上 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 子育て支援に対応する専門職や保育者の専門能力の向上を図るために、各種研修会を開催します。 | | |

2. 子どもの健全な育成への環境づくり

現状

- 子どもや子育て家庭の多様なニーズを満たす居場所づくりが求められています。
- 創造性と感性豊かな子どもの人格形成のため、さまざまな体験活動の場づくりのほか、地域や世代を超えた町民同士の交流の促進に取り組んでいます。
- 犯罪や事故を未然に防ぐ取り組みを地域全体で行うことで、子どもの健全な育成を図ることができる環境づくりに努めています。

対応の方向

- 親や子どもたちが安心して過ごすことができる居場所や遊び場を整備します。また、子どもから高齢者までのさまざまな年代の人たちが利用できる施設運営を行います。
- 地域の中で子どもたちが幅広い世代と交流し、かつ、その人格形成と心身の健康づくりに役立つ取り組みとして、芸術文化、スポーツやレクリエーションの振興を図ります。
- 犯罪や事故による子どもの被害を未然に防ぐための取り組みを行います。

主な取り組み

| | | | |
|---|--|-----|------------|
| 1 | 広場・公園の管理運営 | 担当課 | 子ども未来課・建設課 |
| | 子どもたちが安心して快適に遊ぶことができる広場や公園の管理運営を行います。また、遊具等の安全点検を定期的に行います。 | | |
| 2 | 子育て支援センターの運営 | 担当課 | 子育て支援センター |
| | 子育てを行っている親同士が交流する場として、子育て支援センターを活用し、子育て家庭の孤立を防ぐことで育児における不安や悩みの軽減を図ります。 | | |
| 3 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 日中に仕事で家庭に保護者等がない児童に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を提供します。 | | |
| 4 | 託児サポート事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 子育てでの援助を受けたい方と子育てでの援助を行いたい方が登録し、相互の同意により、託児や送迎などの子育てのサポートを行います。 | | |
| 5 | 学校教育支援センターの運営 | 担当課 | 教育総務課 |
| | 不登校などの課題を抱えた児童・生徒が安心できる居場所づくりのため、生涯学習センター内に学校教育支援センターを設置し、児童・生徒への教育相談と学習支援を行います。 | | |

| | | | |
|----|---|-----|----------|
| 6 | グローバル人材育成事業 | 担当課 | 国際村 |
| | 英語コミュニケーション能力の向上と異文化理解をテーマに、乳幼児や園児、小・中学生等を対象とした英語力の向上と異文化の体験学習に取り組みます。 | | |
| 7 | 国際交流推進事業 | 担当課 | 国際村 |
| | 異文化への理解と認識を深めるために、姉妹都市プリマス町（アメリカ・マサチューセッツ州）との国際交流を図り、表敬訪問団・青少年訪問団を1年おきに相互に派遣します。 | | |
| 8 | 七ヶ浜アロープログラム事業 | 担当課 | 国際村 |
| | 健康寿命の延伸と地域での交流のきっかけづくりや世代間での交流を図るために、スポーツダーツを活用した事業を行います。 | | |
| 9 | 文化芸術創造事業 | 担当課 | 国際村 |
| | 文化芸術の創造・発信、地域の国際化の拠点である七ヶ浜国際村において、創造性豊かな人材の育成を目指し、芸術鑑賞やゴールデンウィーク期間中のイベント、ミュージカルグループ NaNa5931 事業などを行います。 | | |
| 10 | 安心・元気な地域社会づくり補助金事業 | 担当課 | まちづくり振興課 |
| | 心豊かで活力のある、安心して暮らせる地域づくりを目的に、各地区が自主的かつ主体的に行う活動に対して補助金を交付します。 | | |
| 11 | 小学校・地区民合同大運動会事業 | 担当課 | 教育総務課 |
| | 教育活動を通して活力ある地域社会と地域に開かれた学校をつくるため、町内の3つの小学校で行われる運動会において、地区民が参加するプログラムを各校が企画して開催します。 | | |
| 12 | 英語を通じたコミュニケーション力の育成 | 担当課 | 教育総務課 |
| | 外国語指導助手（ALT）による指導により、小・中学校において英語を通じたコミュニケーション力の養成につながるプログラムを行います。また、児童・生徒に対する英語検定料の補助を行います。 | | |
| 13 | 地域学校協働活動推進事業 | 担当課 | 生涯学習課 |
| | 学校と地域の交流を活性化するため、学校支援活動や地域活動を推進します。また、地域コーディネーターの育成、家庭教育セミナーの開催に取り組みます。 | | |
| 14 | 友好の町山形県朝日町との交流事業 | 担当課 | 生涯学習課 |
| | 異なる文化や風土を持つ地域との交流を図るために、本町の「友好の町」である山形県朝日町との相互訪問を継続して行います。 | | |
| 15 | 生涯学習センターの運営 | 担当課 | 生涯学習課 |
| | 文化芸術活動や生涯学習活動、各種のサークル活動や会議など、地域住民が自由に過ごし、交流する場として利用できる施設を提供します。 | | |
| 16 | 図書センターの運営 | 担当課 | 生涯学習課 |
| | 子どもが読書に親しむ機会と場を提供します。また、読書感想文コンクールを継続して開催します。 | | |
| 17 | 花と緑のまちづくり推進事業 | 担当課 | 生涯学習課 |
| | 花と緑のまちづくり推進団体や地域住民の協力により、町内の花壇に花の苗を植栽し、美しいまちづくりと地域の交流を推進します。 | | |

| | | | |
|----|---|------------|------------------------|
| | 地区公民分館活動支援事業 | 担当課 | 生涯学習課 |
| 18 | 地域の交流促進や健康づくりなどを図る地区公民分館の活動を支援するため、地区公民分館事業への補助金を交付します。 | | |
| | 家庭教育事業 | 担当課 | 生涯学習課 |
| 19 | 親子がともに学び、育ちあう家庭教育を支援するために、子育てサポーター養成講座の開催、よみきかせ事業、ブックスタート事業を継続して行います。 | | |
| | 生涯スポーツ推進事業 | 担当課 | 生涯学習課 |
| 20 | 子どもたちが気軽に楽しみながら体力の増進や心身の健康づくりに取り組めるように、子ども向けのスポーツやレクリエーションの活動を支援します。 | | |
| | 地域の歴史や伝統文化などの継承 | 担当課 | 歴史資料館 |
| 21 | 子どもたちが故郷について知り、故郷への愛着を育むために、地域の歴史や伝統文化を継承する取り組みを行います。 | | |
| | 防犯体制強化事業 | 担当課 | 防災対策室 |
| 22 | 安心して暮らせる安全なまちづくりを目的に、関係団体と連携し、地域における防犯意識の向上と、地域での防犯活動に取り組めます。 | | |
| | 危険ブロック塀等除却推進事業 | 担当課 | 防災対策室 |
| 23 | 通学路の安全を確保するため、所有者による危険なブロック塀の撤去を促進します。 | | |
| | 交通安全推進事業 | 担当課 | 防災対策室・建設課 |
| 24 | 交通安全指導車の巡回等による周知や春・秋の交通安全運動期間中の啓発運動の実施、高齢者を対象としたドライビングシミュレーターの活用により町民の交通安全意識の向上を図り、交通安全対策の強化を推進します。 | | |
| | 通学路交通安全プログラム事業 | 担当課 | 防災対策室・建設課・教育総務課 |
| 25 | 児童・生徒への防犯体制の強化と登下校時の交通安全を確保するために、関係機関による通学路の交通安全合同点検を行います。 | | |



3. 子育てへの不安や負担の軽減

現状

- 子どもの健やかな成長のためには、乳幼児期における愛着の形成や、基本的な生活習慣の確立が重要です。親子やその家庭における子育ての課題は、多様化かつ複雑化しています。
- 核家族化の進展や地域社会でのつながりが薄れてきた中で、子育てにおいて不安や負担、孤立感を抱え込まないように、妊娠期から出産・子育て期にわたっての切れ目のない子育て家庭への支援が必要となっています。

対応の方向

- 子育てをするうえで生じるさまざまな不安や負担、悩みなどの軽減に取り組むとともに、子育てにおいて孤立することなく、子育てについて学び、子どもを育てることの喜びや幸せを実感できるように、支援体制の整備を進めます。
- 子育てについて学ぶ場や親同士が交流を行う機会の充実に取り組みます。また、行政と関係機関、地域住民が緊密な連携を図ることで、多様化している子育て家庭のライフスタイルにあった子育て支援策の充実に取り組みます。

主な取り組み

| | | | |
|---|--|-----|--------|
| 1 | こども家庭センターの運営 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 地域における子育て支援の拠点として、専門職による個別相談や情報提供のほか、子育てや健康・保健に関するさまざまな不安・悩みについて、関係機関と連携して対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 | | |
| 2 | 発達・子育て相談支援 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 保健師、栄養士、保育士、心理士などの専門職が相談支援を行います。妊娠や産後の心身のケアに関する相談のほか、子どもの成長や発達、家庭での生活状況にあった育児の方法についての相談に対応し、親が子どもとの関わり方について学ぶ機会を提供します。 | | |
| 3 | 不妊検査費・不妊治療費助成 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 不妊検査費と不妊治療費に対する助成を行い、不妊検査・不妊治療の早期の開始を促進します。 | | |
| 4 | 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 妊婦への給付金の支給と併せて、妊婦の心身の状態や生活環境等の把握に努め、母子保健や子育て支援に関する情報提供や相談支援を行います。 | | |

| | | | |
|----|---|-----|------------------|
| 5 | 子育てのための施設等利用給付事業 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 子育てを行う家庭の経済的な負担軽減を図るため、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子どもが健やかに成長するための支援を行います。 | | |
| 6 | 多子世帯支援事業（小学校入学祝金支給事業） | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 第3子以降の児童を対象に、小学校入学祝金を支給します。 | | |
| 7 | 児童手当支給事業 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給します。 | | |
| 8 | 子ども医療費助成事業 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 乳幼児及び児童の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担を軽減するため、18歳到達の年度末までの乳幼児及び児童に対する医療費を助成します。 | | |
| 9 | 母子・父子家庭医療費助成事業 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 母子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図るため、配偶者のいない女子又は男子と現に扶養を受けている児童並びに父母のいない児童で構成されている、ひとり親家庭に対して医療費を助成します。 | | |
| 10 | 心身障害児通園施設（まつぼっくり広場）の運営 | 担当課 | 子ども未来課・子育て支援センター |
| | 子どもの発育と発達に不安のある子どもが通園し、保育を通じて心身の成長を促進します。また、親の養育への支援を行います。 | | |
| 11 | 心身障害者医療費助成事業 | 担当課 | 健康福祉課 |
| | 心身障がい者の医療費の負担を軽減するために、自己負担分を助成します。 | | |
| 12 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 | 担当課 | 健康福祉課 |
| | 小児慢性特定疾患児の日常生活を支援するために、日常生活用具の給付を行います。 | | |
| 13 | 障害者自立支援医療給付事業 | 担当課 | 健康福祉課 |
| | 障がいによる負担と医療費の負担を軽減するために、障がいを除去・軽減する手術や通院治療に対する給付を行います。 | | |
| 14 | 障害者自立支援給付事業 | 担当課 | 健康福祉課 |
| | 障がい者（児）の自立を支援するため、障害者総合支援法、児童福祉法による介護給付、訓練等給付、補装具の支給や修理等の給付を行います。 | | |
| 15 | 障害者地域生活支援事業 | 担当課 | 健康福祉課 |
| | 障がい者（児）の自立を支援するため、障害者総合支援法による移動支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付等を行います。 | | |
| 16 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 担当課 | 教育総務課 |
| | 不登校、ネグレクト、虐待など、さまざまな問題を抱える児童・生徒及び保護者に対して、問題解決に向けての提案や支援を行います。 | | |

4. 親子の健康づくりへの体制の整備

現状

- 疾病などの早期発見と早期治療につなげるために、妊産婦と乳幼児が各種健診や予防接種を受けることを勧めています。
- 産後間もない時期の産婦の心身のケアや産後うつ予防、子どもの発達に関する相談対応の充実など、母子の健康の維持と増進のための取り組みや、医療機関等との連携の強化が重要です。

対応の方向

- 妊娠期や産後の精神的な不安や負担の軽減を図るとともに、母子の健康づくりに取り組みます。
- 子どもの心と体の健康づくりに向けた切れ目のない相談支援や情報提供を行います。また、望ましい食生活の定着を目的に、食育に関する取り組みを推進します。

主な取り組み

| | | | |
|---|---|------------|---------------|
| 1 | 乳幼児等定期予防接種事業 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 伝染病の発生及びまん延を予防するために、乳幼児等に対する予防接種を行います。 | | |
| 2 | 妊婦健康診査事業 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 妊婦の健康の保持と増進を目的に、母子健康手帳の交付、妊婦に対する保健指導、健康診査を行います。 | | |
| 3 | 産婦健康診査事業 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 産婦及び乳児への健康診査や心身の状態に応じた保健指導、育児・療育に関する指導や助言、相談対応を行います。 | | |
| 4 | 産後ケア事業 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 母子の産後の心身のケアのために、医療機関や助産院での産後ケアを行います。 | | |
| 5 | 乳幼児健康診査・健康相談事業 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 乳幼児の健康の保持と増進を図るために、乳幼児に対する健康診査と健康相談を行います。 | | |
| 6 | 歯科保健対策 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 歯科健康診査を実施するとともに、親子の歯の健康に関する意識の向上を図る啓発活動に取り組みます。また、正しい歯みがきの方法や口腔ケアの方法などの保健指導を行います。 | | |

| | | | |
|----|---|------------|---------------------|
| 7 | 食育推進事業 | 担当課 | 子ども未来課・健康福祉課 |
| | 食に対する親子の意識向上を図るため、食育教室の開催や食育に関する啓発活動を行います。 | | |
| 8 | 喫煙や飲酒、薬物の害についての健康教育 | 担当課 | 子ども未来課・健康福祉課 |
| | 妊産婦や子どもを対象に、喫煙や飲酒、薬物の害についての健康教育を行います。 | | |
| 9 | 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業） | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 乳児のいるすべての家庭を助産師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境を把握します。また、子育てについての情報の提供と、養育についての相談支援を行います。 | | |
| 10 | 養育支援訪問事業 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 養育において継続的な支援が必要な家庭を専門職が訪問し、相談や指導、助言その他の必要な支援を行います。 | | |
| 11 | 子育て世帯訪問支援事業 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 家事・子育て等に不安や負担を抱える家庭を支援員が訪問し、その家庭が抱える不安や悩みに対応して、家事・育児等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等を未然に防止します。 | | |
| 12 | 健康づくり推進事業 | 担当課 | 健康福祉課 |
| | 地域における町民の健康づくりの担い手として健康づくり推進員を養成し、健康づくりに対する町民の意識向上に取り組みます。 | | |
| 13 | 精神保健事業 | 担当課 | 健康福祉課 |
| | 町民のこころの健康づくりを目的に、こころの相談事業、こころの健康づくりや自殺予防についての啓発活動、ゲートキーパー養成講座の開催などに取り組みます。 | | |
| 14 | 休日・夜間診療体制の確保 | 担当課 | 健康福祉課 |
| | 休日・夜間などの診療時間外の急患に対応できるように、近隣の市町や医師会と連携し、休日・夜間診療体制の確保に取り組みます。 | | |



5. さまざまな支援が必要な子どもと家庭への支援体制の整備

現状

- 発達に不安を抱える子どもの成長とその家庭への支援を目的に、子どもの年齢や発達の状況等に応じた相談支援に取り組んでいます。
- ヤングケアラーや子どもの貧困など、さまざまな困難を抱える子どもと家庭の早期発見と早期支援が課題となっています。

対応の方向

- 関係機関と連携し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた支援に取り組めます。
- 子どもの健全な成長とその家庭が抱える問題の解決を図るために、関係機関と連携して対応する体制づくりを行います。

主な取り組み

| | | | |
|---|--|-----|--------------|
| 1 | 相談支援体制の充実 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 子育て家庭が抱える困りごとについての相談に対応し、必要な情報の提供と支援を行います。 | | |
| 2 | 子どもの発達の遅れや障がいへの対応 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 関係機関と連携し、子どもの発達の遅れや障がいについて、早期での発見と支援に取り組めます。また、保護者に対する相談体制の充実を図るとともに、必要に応じて療育支援につなぎます。 | | |
| 3 | 保育者への相談支援 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 発達の遅れや障がいのある子どもの保育について、保育者への個別の相談支援を行います。 | | |
| 4 | 就学へ向けた支援 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 発達の遅れや障がいのある子どもの就学に向けて、教育・保育施設と就学先、または療育機関との連携を図りながら、保護者への情報の提供と子どもの実情に応じた支援を行います。 | | |
| 5 | ヤングケアラーへの対応 | 担当課 | 子ども未来課・教育総務課 |
| | 関係機関と連携してヤングケアラーに関する情報収集・実態把握に努め、対象の子どもや家庭への相談支援を行います。 | | |
| 6 | 子どもの貧困への対応 | 担当課 | 子ども未来課・教育総務課 |
| | 貧困家庭に対して各種の支援に関する情報提供のほか、関係機関と連携した相談支援を行います。 | | |
| 7 | 不登校やひきこもり、いじめへの対応 | 担当課 | 教育総務課 |
| | 問題の背景にある要因に適切に対応しながら、対象の児童・生徒の学習支援や校内での居場所づくり、保護者への情報提供を行います。 | | |

6. 児童虐待の防止

現状

○児童虐待については、単独の機関だけで問題の解決を図ることが困難な事例が多いといわれています。そのため、家庭を取り巻く関係機関が情報を共有し、連携して対応することが必要です。

対応の方向

○児童虐待を防止するための取り組みを継続的に行うとともに、関係機関が情報の共有と連携の強化を図り、対応の拡充を進めます。

○児童虐待に対する相談体制をより拡充し、支援の充実に取り組みます。

主な取り組み

| | | | |
|---|---|-----|--------|
| 1 | 子育て家庭への総合相談事業の実施 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | こども家庭センターを拠点として、家庭内の問題に関する継続的な相談と支援を行います。また、虐待のおそれのある場合は、相談先の紹介や各種事業の利用を促し、関係機関と連携した対応を行うことで、虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組めます。 | | |
| 2 | 要保護児童対策地域協議会の活動 | 担当課 | 子ども未来課 |
| | 児童虐待の防止と、虐待への素早い対応を行うために、本町と各関係機関とのネットワークを築きます。また、虐待に関する情報の共有を進め、児童虐待の早期発見とその後のフォローまでの対応の充実に取り組むほか、町民に対して児童虐待に関する啓発活動に取り組めます。 | | |



第 8 章

子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保の方策

1. 幼児期の教育・保育事業

(1) 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」とは、計画期間での教育・保育と地域子育て支援事業の「必要量の見込み」や「提供体制の確保の内容」、「実施時期」を定める際の単位となる市町村内の区割りを指します。

各市町村においては、地理的な条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育事業の利用状況、そのための施設の整備状況などの諸条件を総合的に判断して、提供区域を設定する必要があります。

以上のことを考慮して、本町では、第2期計画と同様に、町全体を1区域として設定し、各種の事業を推進していくこととします。

(2) 教育・保育給付認定

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用するには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じた3つの区分（1号認定、2号認定、3号認定）があり、認定区分によって利用可能な施設や時間が異なります。

■教育・保育給付認定の区分

| 区分 | 年齢 | 保育の必要性 | 主な利用施設 |
|------|-------|----------------|-----------------------|
| 1号認定 | 3歳～5歳 | 保育の必要性なし（幼児教育） | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号認定 | 3歳～5歳 | 保育の必要性あり（保育認定） | 保育所（園）、認定こども園 |
| 3号認定 | 0歳～2歳 | 保育の必要性あり（保育認定） | 保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業 |

(3) 就学前児童と小学生の人口推計

人口推計については、今後、人口がこれまでと同様に推移すると仮定し、住民基本台帳の2018年から2024年までの各年4月1日時点の人口をもとに、コーホート変化率法を用いて算出しました。

コーホート変化率法とは、基準年の性別・年齢別人口をもとにして、次の年の性別・年齢別人口を推計し、それを繰り返すことで将来人口を推計していく方法です。本町においては、近いうちに大規模なマンションの建設等の特殊な人口変動が見込まれないものとして算出しました。

■就学前児童と小学生の人口推計

| 年齢 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳 | 82人 | 90人 | 64人 | 77人 | 70人 | 66人 | 64人 | 62人 | 60人 | 58人 |
| 1歳 | 116人 | 84人 | 90人 | 68人 | 78人 | 71人 | 66人 | 64人 | 62人 | 59人 |
| 2歳 | 90人 | 118人 | 94人 | 93人 | 77人 | 87人 | 80人 | 74人 | 71人 | 69人 |
| 3歳 | 119人 | 91人 | 120人 | 98人 | 97人 | 81人 | 92人 | 85人 | 78人 | 75人 |
| 4歳 | 121人 | 121人 | 95人 | 120人 | 102人 | 102人 | 85人 | 97人 | 90人 | 82人 |
| 5歳 | 112人 | 125人 | 125人 | 96人 | 123人 | 105人 | 105人 | 88人 | 100人 | 93人 |
| 6歳 | 111人 | 115人 | 128人 | 131人 | 105人 | 133人 | 114人 | 114人 | 95人 | 108人 |
| 7歳 | 151人 | 112人 | 118人 | 128人 | 136人 | 108人 | 136人 | 117人 | 117人 | 98人 |
| 8歳 | 125人 | 151人 | 114人 | 121人 | 131人 | 139人 | 110人 | 140人 | 119人 | 120人 |
| 9歳 | 151人 | 131人 | 148人 | 117人 | 124人 | 133人 | 141人 | 112人 | 141人 | 121人 |
| 10歳 | 156人 | 152人 | 133人 | 150人 | 119人 | 127人 | 136人 | 144人 | 114人 | 145人 |
| 11歳 | 169人 | 154人 | 151人 | 134人 | 150人 | 118人 | 125人 | 135人 | 143人 | 113人 |

※2024年度までは住民基本台帳（各年度4月1日現在）の人口、2025年度以降は独自に推計しました。

(4) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

① 1号認定：満3歳以上の幼児教育を希望する就学前の子ども

| | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：実人数／年) | 90人 | 87人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 |
| 確保量 (B：実人数／年) | 160人 |
| 差 (B-A) | 70人 | 73人 | 60人 | 60人 | 60人 | 60人 | 60人 |
| 【確保の方策】 ○町内の幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分の定員により、必要な量を確保しています。 ○ニーズに応じて町外の幼稚園及び認定こども園とも連携して、量の確保に努めます。 | | | | | | | |

※利用実績・量の見込みは、各年度4月1日の値です。

② 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

| | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：実人数／年) | 152人 | 167人 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 |
| 確保量 (B：実人数／年) | 165人 | 165人 | 173人 | 173人 | 173人 | 173人 | 173人 |
| 差 (B-A) | 13人 | ▲2人 | 13人 | 13人 | 13人 | 13人 | 13人 |
| 【確保の方策】 ○町立保育所と民間の保育園・認定こども園と連携を図り、必要な量の確保に努めます。 | | | | | | | |

※利用実績・量の見込みは、各年度4月1日の値です。

③ 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

| 0歳児 | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：実人数／年) | 15人 | 16人 | 21人 | 21人 | 21人 | 21人 | 21人 |
| 確保量 (B：実人数／年) | 21人 |
| 差 (B-A) | 6人 | 5人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 【確保の方策】 ○町立保育所と民間の保育園・認定こども園において、必要量の確保に努めます。また、ニーズに応じて町外の施設との調整を行います。 | | | | | | | |

※利用実績・量の見込みは、各年度4月1日の値です。

| 1 歳児 | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：実人数／年) | 36人 | 39人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 |
| 確保量 (B：実人数／年) | 48人 |
| 差 (B-A) | 12人 | 9人 | 8人 | 8人 | 8人 | 8人 | 8人 |
| 【確保の方策】 ○町立保育所と民間の保育園・認定こども園において、必要量の確保に努めます。また、ニーズに応じて町外の施設との調整を行います。 | | | | | | | |

※利用実績・量の見込みは、各年度4月1日の値です。

| 2 歳児 | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：実人数／年) | 55人 | 44人 | 50人 | 50人 | 50人 | 50人 | 50人 |
| 確保量 (B：実人数／年) | 56人 |
| 差 (B-A) | 1人 | 12人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 |
| 【確保の方策】 ○町立保育所と保育園・認定こども園で必要量を確保しています。 | | | | | | | |

※利用実績・量の見込みは、各年度4月1日の値です。



2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

| 基本型※ | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績・量の見込み(か所/年) | 1か所 |
| 【確保の方策】 ○子育て支援センターに専門職を配置し、利用者の個別ニーズに応じた情報提供、相談支援を行います。 | | | | | | | |

※基本型：身近な場所で情報提供や相談支援を行います。

| 地域子育て相談機関※ | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績・量の見込み(か所/年) | 1か所 |
| 【確保の方策】 ○子育て支援センターに専門職を配置し、相談内容に応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげます。 ○必要に応じて、より専門的かつ包括的な相談対応が可能であることも家庭センターと情報共有します。 | | | | | | | |

※地域子育て相談機関：こども家庭センターと連携し、子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うほか、子育て支援に関する情報提供などを行います。

| こども家庭センター型※ | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績・量の見込み(か所/年) | 1か所 |
| 【確保の方策】 ○子ども未来課にこども家庭センターを設置します。 ○専門職を配置して関係機関と連携した支援を行います。 | | | | | | | |

※ こども家庭センター型：母子保健と児童福祉が連携・協働しながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に対し、保健師・栄養士等が専門的な立場から相談支援等を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て親子の交流等を促進する場所を設置し、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行います。

| | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：延べ利用回数/年) | 8,806回 | 9,000回 | 9,000回 | 9,000回 | 9,000回 | 9,000回 | 9,000回 |
| 利用実績・量の見込み(か所/年) | 1か所 |
| 確保量(B：延べ利用回数/年) | 7,500回 | 7,500回 | 9,000回 | 9,000回 | 9,000回 | 9,000回 | 9,000回 |
| 差(B-A) | ▲1,306回 | ▲1,500回 | 0回 | 0回 | 0回 | 0回 | 0回 |
| 【確保の方策】 ○子育て支援センターに専門職を配置し、子育てについての相談対応を行います。 | | | | | | | |

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

| | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：延べ回数/年) | 808回 | 839回 | 960回 | 960回 | 960回 | 960回 | 960回 |
| 確保量(B：延べ回数/年) | 1,400回 | 1,400回 | 1,120回 | 1,120回 | 1,120回 | 1,120回 | 1,120回 |
| 差(B-A) | 592回 | 561回 | 160回 | 160回 | 160回 | 160回 | 160回 |
| 【確保の方策】 ○宮城県医師会と連携し、県内医療機関で健康診査を受けられる体制を整備します。 ○里帰り出産などで県外の医療機関で健康診査を受けた場合は、健康診査の費用を助成します。 | | | | | | | |

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

| | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：実人数／年) | 74人 | 70人 | 80人 | 80人 | 80人 | 80人 | 80人 |
| 確保量(B：実人数／年) | 100人 |
| 差(B-A) | 26人 | 30人 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 |

【確保の方策】

○訪問に従事する助産師・保健師を確保し、すべての対象家庭を訪問できる体制を整備します。

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

| | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：実人数／年) | 7人 | 6人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 確保量(B：実人数／年) | 15人 |
| 差(B-A) | 8人 | 9人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【確保の方策】

○訪問に従事する助産師・保健師を確保し、速やかに対象家庭を訪問できる体制を整備します。

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。



(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。町単独での体制整備は困難であることから、必要に応じて関係機関と連携し、児童養護施設等の利用を調整します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい方と当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業です。

| | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：延べ人数/年) | 1人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 確保量 (B：延べ人数/年) | 100人 |
| 差 (B-A) | 99人 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 |
| 【確保の方策】 ○実施主体である町社会福祉協議会と連携して会員を募集し、必要な量の確保を図ります。 | | | | | | | |

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

※本町では、「託児サポート事業」の名称で実施しています。



(8) 一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児または幼児を保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かります。

| 幼稚園型 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年) | 2,544人 | 3,100人 | 2,800人 | 2,800人 | 2,800人 | 2,800人 | 2,800人 |
| 施設数実数(か所) | 4か所 |
| 確保量(B:延べ人数/年) | 3,200人 |
| 差(B-A) | 656人 | 100人 | 400人 | 400人 | 400人 | 400人 | 400人 |
| 【確保の方策】 ○既存の幼稚園、認定こども園で必要量を確保しています。 | | | | | | | |

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

| 幼稚園型以外 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年) | 809人 | 430人 | 900人 | 900人 | 900人 | 900人 | 900人 |
| 施設数実数(か所) | 1か所 |
| 確保量(B:延べ人数/年) | 1,200人 |
| 差(B-A) | 391人 | 770人 | 300人 | 300人 | 300人 | 300人 | 300人 |
| 【確保の方策】 ○遠山保育所かきのみ組で必要量を確保しています。 | | | | | | | |

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

| | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績・量の見込み(A:実人数/年) | 28人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 施設数実数(か所) | 3か所 |
| 確保量(B:実人数/年) | 30人 |
| 差(B-A) | 2人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 【確保の方策】 ○町内の一部の認定こども園、保育所等で事業を実施しています。今後も施設と連携し、必要量の確保に努めます。 | | | | | | | |

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(10) 病児保育事業

病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅を訪問する事業です。医療施設の整備や医療専門職の確保など、町単独での体制整備が困難であるため、必要に応じて関係機関や医療機関と連携して対応します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

| | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：実人数/年) | 165人 | 158人 | 165人 | 165人 | 165人 | 165人 | 165人 |
| 1年生 | 46人 | 52人 | 51人 | 51人 | 51人 | 51人 | 51人 |
| 2年生 | 51人 | 41人 | 46人 | 46人 | 46人 | 46人 | 46人 |
| 3年生 | 37人 | 46人 | 43人 | 43人 | 43人 | 43人 | 43人 |
| 4年生 | 18人 | 16人 | 17人 | 17人 | 17人 | 17人 | 17人 |
| 5年生 | 11人 | 2人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 |
| 6年生 | 2人 | 1人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 確保量 (B：実人数/年) | 170人 | 200人 | 252人 | 252人 | 252人 | 252人 | 252人 |
| 差 (B-A) | 5人 | 44人 | 87人 | 87人 | 87人 | 87人 | 87人 |
| 【確保の方策】 ○3つの小学校区ごとに、放課後児童クラブを設置します。 ○必要に応じて、教育委員会と協議し、小学校の空き教室を活用した事業の実施を検討します。 | | | | | | | |

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。



(12) 実費徴収に係る補足給付事業

【2025年度から本計画に記載する事業です】

低所得で生計が困難である家庭に対し、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に支払う実費徴収額の一部を補助する事業です。

| | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績・量の見込み (A：延べ人数／年) | 71人 | 116人 | 240人 | 240人 | 240人 | 240人 | 240人 |
| 確保量 (B：延べ人数／年) | 240人 |
| 差 (B-A) | 169人 | 124人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 【確保の方策】 ○国の実施要綱に基づく事業実施のため、必要な予算の確保に努めます。 | | | | | | | |

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【2025年度から本計画に記載する事業です】

地域の教育保育需要に沿った教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入の支援等を行う事業です。本町の教育・保育需要の実情を踏まえ、安定・継続した教育・保育の提供ができるよう、各施設との連携を踏まえながら、必要に応じて対応を検討します。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【2025年度から本計画に記載する事業です】

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び関係機関の連携強化を図る事業です。要保護児童対策地域協議会の事務局である子ども未来課において、子どもやその家庭の情報を収集し、円滑な支援のため関係機関の役割分担や支援活動の調整などを行います。



(15) 子育て世帯訪問支援事業 【2025年度から本計画に記載する事業です】

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、訪問支援員が家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。

| | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績・量の見込み (A：延べ人数/年) | 29人 | 20人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 確保量(B：延べ人数/年) | 100人 |
| 差(B-A) | 71人 | 80人 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 |

【確保の方策】

○訪問に従事する保健師等の専門職を配置しているほか、家事・育児支援に従事する訪問支援員は委託により必要量を確保しています。

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(16) 児童育成支援拠点事業 【2025年度から本計画に記載する事業です】

養育環境に課題を抱える児童に対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメント(評価)し、関係機関と連絡調整を行う事業です。町単独での体制整備は困難であるため、必要に応じて、関係機関と連携して対応します。

(17) 親子関係形成支援事業 【2025年度から本計画に記載する事業です】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談、助言を行い、親子間の適切な関係性の構築を図ることを支援する事業です。本町では、家庭の実情に応じた個別の支援により対応しています。



(18) 妊婦等包括相談支援事業 【2025年度から本計画に記載する事業です】

妊娠期から出産・子育てまで、給付金の支給と併せて、個別の実情に応じて必要な支援につなぐための伴走型の相談支援を行う事業です。

| | | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|--|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：回/年) | 妊娠届出数 | － | － | 80人 | 80人 | 80人 | 80人 | 80人 |
| | 1人当たり面談回数 | － | － | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 |
| | 面談実施合計回数 | － | － | 240回 | 240回 | 240回 | 240回 | 240回 |
| 確保量 (B：回/年) | | － | － | 240回 | 240回 | 240回 | 240回 | 240回 |
| 差 (B-A) | | － | － | 0回 | 0回 | 0回 | 0回 | 0回 |
| 【確保の方策】 ○こども家庭センターで事業を実施することとし、対象者全員に必要な面談を行います。 | | | | | | | | |

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【2025年度から本計画に記載する事業です】

生後6か月から3歳未満で、教育・保育給付を受けていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。

| | | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|---|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用実績・量の見込み (A：延べ人数/年) | | － | － | － | 120人 | 120人 | 120人 | 120人 |
| 確保量 (B：延べ人数/年) | | － | － | － | 120人 | 120人 | 120人 | 120人 |
| 差 (B-A) | | － | － | － | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 【確保の方策】 ○2026年度から遠山保育所にて事業を実施するよう準備を進めます。 | | | | | | | | |

(20) 産後ケア事業 【2025年度から本計画に記載する事業です】

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するための事業です。

| | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績・量の見込み (A：延べ人数／年) | 7人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 |
| 確保量(B：延べ人数／年) | 20人 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 |
| 差(B-A) | 13人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 【確保の方策】 ○宮城県医師会と宮城県助産師会に協力をいただき、県内の指定医療機関・指定助産院での実施体制を確保しています。 | | | | | | | |

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。



第 9 章

資料編

1. パブリックコメントの結果

「七ヶ浜町第3期子ども・子育て支援事業計画（案）」につきまして、次のとおり町ウェブサイト等を通じ、町民の皆様のご意見を募集しました。

この結果、3人から合計9件のご意見・ご提言をいただきました。

いただきましたご意見等に対する町の考え方につきまして、次のとおり回答します。

(1) **意見を募集する件名**

七ヶ浜町第3期子ども・子育て支援事業計画（案）

(2) **意見募集期間**

令和7年2月10日から令和7年3月9日まで

(3) **意見提出方法**

オンライン（町ウェブサイト）、郵便、電子メール、ファクシミリ、持参

(4) **関連資料の公表方法**

町ウェブサイト掲載及び公共施設での閲覧（七ヶ浜町役場、七ヶ浜町子育て支援センター、七ヶ浜町生涯学習センター、七ヶ浜国際村）

(5) **意見提出件数**

3人（合計9件）

(6) 意見に対する町の考え

| 番号 | ご意見の概要 | 町の考え |
|----|---|---|
| 1 | 大学生と高校生の子供をもつ親として、通学の手段や費用について、町として考えてもらいたい。(多賀城駅までのぐるりんこで朝早い便がなく乗れない。宮城交通で多賀城駅までいくと、運賃がぐるりんこより高く、また定期が発行されない。) | ご意見ありがとうございます。貴重なご意見として庁内で共有し、今後の議論の参考とさせていただきます。 |
| 2 | パブリックコメントの入力フォーム(名前、住所、電話番号などの個人情報を記載すること)が意見を言いづらくしている。 | ご意見ありがとうございます。パブリックコメントの実施については、実在する個人等であること、町民又は町外の住民かどうかの確認、意見に関して問合せする必要があることなどの理由により、記名により実施しております。ご指摘のとおり、匿名とすることは個人のプライバシーへの配慮や率直な意見を得られやすいというメリットもございます。今後もパブリックコメントの内容に応じて実施方法を検討してまいります。 |
| 3 | 中高生・大学生が交流したり勉強できる場所が必要と感じる。生涯学習センターの学習室を利用しているが、会話ができないので友達同士で教え合うことができない。老人施設(浜風)に学習や交流スペースができたらいいなと感じる。学生のみならず、大人も雑談の場所が欲しい方も多いのではないかな。 | ご意見ありがとうございます。参考とさせていただきますとともに、生涯学習センターの利用については、引き続き幅広い年代が過ごしやすい環境づくりと地域住民が交流する場として施設を提供してまいります。 |
| 4 | 町ではダーツを進めていますが、なぜ自然溢れるこの町で、インドアでゲーム的なダーツなのでしょう。子どものイベントなどでは、もっと七ヶ浜の自然の豊かさに気がつけるアクティビティを行うことはできないのでしょうか。 | ご意見ありがとうございます。スポーツダーツは、町民の健康寿命の延伸と地域コミュニティの活性化、世代間交流の促進などの役割を果たすものとして導入しています。子どものイベントにおいて自然の豊かさに気がつけるアクティビティに関しては、ご意見として今後の参考とさせていただきます。 |
| 5 | 出生数が2014年から2023年まで2018年を除き100人切っている。小中学校の統合の話を進めても良いのではないかな。学校の維持費や教員にかかる費用を凝縮して一つの学校で充実できたら、もっと豊かな支援をすることができるのではないかなと考える。それと一緒に、スクールバスで子どもたちの安全を守ることを望む。 | ご意見ありがとうございます。学校の統廃合につきましては、様々なご意見があると承知しております。貴重なご意見として庁内で共有し、今後の議論の参考とさせていただきます。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 町の考え |
|----|--|--|
| 6 | 多子世帯に対する支援について、子どもが一人でも多子世帯でも同じ子育てをしているので、多子世帯に限らず子ども一人一人平等に支援をいただけることを望む。 | ご意見ありがとうございます。国や県の事業を含め、多子世帯への支援を目的とする事業に関しましては、様々な議論があることを承知しております。ご意見として今後の参考とさせていただきます。 |
| 7 | 子どもの頃から議会や町長へ声を届けられるツールがあれば、子どもたちは小さな頃から政治や選挙に興味を持つと思います。政治が生活に直結していることを知れば、小さな町だからこそ大きく変わり出せるのではないのでしょうか。 | ご意見ありがとうございます。貴重なご意見として庁内で共有し、今後の議論の参考とさせていただきます。 |
| 8 | 子どもたちのタブレット使用について、ゲームやスマホ、タブレットの使用について注意喚起がある中、本当に学校での使用は必要なのでしょうか。 | ご意見ありがとうございます。貴重なご意見として庁内で共有し、今後の議論の参考とさせていただきます。 |
| 9 | 3つの小学校がありますが、児童数からみて3つも必要でしょうか。減らすことでのメリット・デメリットを考えると、メリットしかないと思います。 | ご意見ありがとうございます。学校の統廃合につきましては、様々なご意見があると承知しております。貴重なご意見として庁内で共有し、今後の議論の参考とさせていただきます。 |

2. セケ浜町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 9 日 条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、セケ浜町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1) 子ども（法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. セケ浜町子ども・子育て会議委員名簿

| No | 氏名 | 所属 |
|----|------------|------------------------|
| 1 | 引地 弘行（会長） | セケ浜町立セケ浜中学校 教頭 |
| 2 | 渡邊 文雄（副会長） | 遠山幼稚園・遠山保育園 園長 |
| 3 | 石垣 綾 | 子どもの保護者代表 |
| 4 | 福岡 泉 | 子どもの保護者代表 |
| 5 | 我妻 稔明 | 仙台農業協同組合セケ浜支店 支店長 |
| 6 | 佐藤 智子 | 心身障害者通園施設（まつぼっくり広場）保育士 |
| 7 | 浅野 香子 | セケ浜町子ども会育成会 会長 |
| 8 | 加藤 裕美 | アイグラン保育園汐見台 園長 |
| 9 | 土井 義子 | 民生委員児童委員協議会 主任児童委員 |
| 10 | 鈴木 仁 | セケ浜町立汐見小学校 教頭 |
| 11 | 渡辺 とき子 | セケ浜町社会福祉協議会 事務局長 |
| 12 | 稲妻 和久 | セケ浜町教育総務課長 |

4. 計画策定の経過

| 年月 | 内容 |
|----------|--|
| 2023年12月 | ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査 実施 |
| 2024年8月 | ・第1回 子ども・子育て会議 開催 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 結果報告 |
| 2024年11月 | ・第2回 子ども・子育て会議 開催 第3期子ども・子育て支援事業計画 骨子案審議 |
| 2025年1月 | ・第3回 子ども・子育て会議 開催 第3期子ども・子育て支援事業計画 計画案審議 |
| 2025年2月 | ・パブリックコメントの実施 |

七ヶ浜町第3期子ども・子育て支援事業計画
2025年3月

編集・発行 七ヶ浜町子ども未来課
〒985-8577
宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1
TEL：022-357-7454
FAX：022-357-5744
URL：<https://www.shichigahama.com>



七ヶ浜町
第3期

子ども・子育て 支援事業計画

2025-2029

